

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日（3年間）

2. 内容

職員が長く働き続けることができる環境整備を行い、その能力を十分に発揮し活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

目標1 男女とも平均勤続年数を9年以上とする

- 2023年 6月～ ハラスメント研修の実施
- 2023年 7月～ 働きながら「妊娠・出産・育児・介護」をする職員のための相談窓口の設置と情報提供を行う
- 2024年 4月～ 悪阻や不妊治療のために利用することができる休暇・短時間勤務制度の導入

目標2 管理職に占める女性割合について、50%以上を維持する

- 2023年10月～ 定期的にストレスチェックや産業医によるメンタルサポートを推進する
- 2024年 4月～ 人事評価制度の見直し